

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2024 年 2 月 27 日

株式会社富山第一銀行

2024年2月27日

株式交付に係る事前開示事項

富山県富山市西町5番1号
株式会社富山第一銀行
代表取締役頭取 野村 充

株式会社富山第一銀行（頭取 野村 充）（以下「当行」といいます。）は、2024年2月26日付で作成した株式交付計画書（以下「本計画」といいます。）に基づき、2024年4月1日を効力発生日、同日の午前11時にその効力が生じるものとし、当行を株式交付親会社とし、富山ファースト・リース株式会社（以下「富山ファースト・リース」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交付に関する会社法第816条の2第1項及び会社法施行規則第213条の2に定める事前開示事項は下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第816条の4第1項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第816条の2第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第774条の3第1項第2号に掲げる事項についての定めが同条第2項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法第816条の2第1項、会社法施行規則第213条の2第1号）

当行は、本株式交付に際して譲り受ける富山ファースト・リースの普通株式の数の下限を、119株と定めております。

当行は、富山ファースト・リースの2024年2月26日付の登記情報から、富山ファースト・リースの普通株式の同日現在における発行済株式総数が800株であること、富山ファースト・リースは当行の子会社等である富山ファースト・ディーシー株式会社（以下「富山ファースト・ディーシー」といいます。）及び株式会社富山ファイナンス（以下「富山ファイナンス」といいます。）と相互に株式を保有する会社法308条で規定する議決権停止の状態にあるため、富山ファースト・ディーシーが保有する富山ファースト・リース普通株式149株及び、富山ファイナンスが保有する富山ファースト・リース普通株式298株を除く発行済株式総数は353株となること、富山ファースト・リースは同日現在において種類株式の発行及び新株予約権の付与がなく、また、同日から効力発生日までの間に株式、新株予約権、新株予約権付社債その他富山ファースト・リースの株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定がないことを富山ファースト・リースに確認いたしました。

当行は、同日現在において、富山ファースト・リースの株式を175株保有しており、本計画の下限の

株式数である 119 株を譲り受けた場合、本株式交付が効力を生じる日において、当行の議決権所有割合は 68.85% になります。なお、本株式交付にあたっては、総数譲渡し契約を締結し、富山ファースト・デューシーから 74 株を、北日本放送株式会社から 45 株をそれぞれ譲り受ける予定です。

以上から、当行では本株式交付に際して譲り受ける富山ファースト・リースの普通株式の数の下限を 119 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号)

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 7 号に掲げる事項を定めたときは、同項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項 (会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号)

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての次に掲げる事項 (会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号)

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容

富山ファースト・リースの取引先である株式会社アベックスが、2023 年 10 月 3 日付で東京地方裁判所へ民事再生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社に対するリース債権について取立不能又は取立遅延の恐れが生じました。これによる貸倒引当金 84 百万円の計上によって、富山ファースト・リースは、2024 年 3 月期中間決算では 25 百万円の当期純損失となりました。なお、2024 年 3 月期の最終利益は黒字を予定しております。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 会社法第 816 条の 8 第 1 項の規定により株式交付について異議を述べる事ができる債権者があるときは、株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法第 816 条の 2 第 1 項、会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交付計画書の内容

次ページ以降をご参照ください。

別紙1 本株式交付計画書の内容

株式交付計画書

株式会社富山第一銀行（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、富山ファースト・リース株式会社（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：富山ファースト・リース株式会社

住所：富山県高岡市京田 621 番地

第2条（譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、119 株とする。

第3条（株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式等及びそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、各譲渡人から給付を受けた乙の普通株式の合計数に 1,750 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、給付を受けた乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 1,750 株を割り当てる。

第4条（株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

甲は、本株式交付では資本金の額を増加せず、準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に従い、甲が別途定める。

第5条（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込みの期日は、2024 年 3 月 25 日とする。ただし、第 6 条に定める効力発生日を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第6条（本株式交付がその効力を生ずる日）

1. 本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024 年 4 月 1 日とし、その効力は同日の午前 11 時に発生するものとする。ただし、2024 年 4 月 1 日を効力発生日とする甲を株式交付親会社、株式会社富山ファイナンス（住所：富山県富山市新桜

町2番地24)を株式交付子会社とする株式交付の効力が生じない場合には、本株式交付もその効力が生じないものとする。

2. 前項にかかわらず本株式交付の手続の進行その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第7条（簡易株式交付）

1. 甲は、会社法第816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。
2. 前項ただし書の場合において、効力発生日までに、甲の株主総会の承認が得られなかったときには、本計画は、その効力を失う。

第8条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙の財産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または②本株式交付の実行に重大な支障となる事態もしくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第9条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2024年2月26日

富山県富山市西町5番1号
株式会社富山第一銀行
代表取締役頭取 野村 充

別紙2 会社法第774条の3第1項第3号から第6号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

当行は、富山ファースト・リースの普通株式1株に対して、当行の普通株式1,750株を割当て、交付いたします。当行が本株式交付に際して、富山ファースト・リースの株式に係る割当てとして交付する普通株式には、当行が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行いません。なお、当行が譲り受ける富山ファースト・リースの普通株式の下限は、119株とします。

（2）株式交付比率の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当行は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当行及び富山ファースト・リースから独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。）を選定し、2024年2月22日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。当行では、当行及び富山ファースト・リースから独立した第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザーから提出を受けた富山ファースト・リースの株式に係る株式交付比率の算定結果及び両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記「（1）本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）」に記載の株式交付比率が、トラスティーズ・アドバイザーが算定した株式交付比率のレンジの範囲内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当行並びに富山ファースト・リースの株主との間の協議により変更することがあります。

② 算定に関する事項

ア 算定機関との関係

トラスティーズ・アドバイザーは、当行及び富山ファースト・リースの関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

イ 算定の概要

トラスティーズ・アドバイザーは、当行については普通株式が東京証券取引所プライム市場（以下「プライム」といいます。）に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。富山ファースト・リースについては非上場会社であること、解散や清算を前提としない継続企業であることを勘案し、将来の事業活動の状況の評価

に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当行の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の、富山ファースト・リースの普通株式 1 株に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	1,671 ~ 1,861

市場株価法においては、2024 年 2 月 22 日を算定基準日として、当行のプライムにおける算定基準日の終値、直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の単純平均値を基に、当行の株式価値を分析しております。

DCF 法においては、富山ファースト・リースから提供を受けた過去 4 期の実績値と 2024 年 3 月期の着地見込みを基礎に算出した同社の経常的な収益力に基づき、富山ファースト・リースが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、富山ファースト・リースの株式価値を分析しております。将来フリー・キャッシュ・フローについては大幅な増減益を見込んでおらず永久成長率を 0%としております。この結果をもとに当行の市場株価法を用いた評価結果との比較に基づく株式交付比率のレンジを、富山ファースト・リースの普通株式 1 株に対して 1,671~1,861 として算定しております。

なお、トラスティーズ・アドバイザーは、上記株式交付比率の算定に際して、当行及び富山ファースト・リースから提供を受けた情報及び資料が全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でトラスティーズ・アドバイザーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証は行っていません。また、当行及び富山ファースト・リースの資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていません。トラスティーズ・アドバイザーの分析結果は、2024 年 2 月 22 日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

また、トラスティーズ・アドバイザーによる株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当行は本株式交付における株式交付比率が当行の普通株主にとって財務的又はその他の見地から妥当である旨の意見（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

2. 株式交付に伴い増加する当行の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当行の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。かかる取扱いは、法令及び当行の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ① 資本金の額 金 0 円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当行が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

別紙3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

*
*
* 決 算 報 告 書 *
*
*

第 39 期

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

富山ファースト・リース株式会社
高岡市京田621番地

貸借対照表

令和 5年 3月 31日 現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【14,172,935,430】	【流動負債】	【7,089,685,091】
現金及び預金	356,156,985	買掛金	517,588,084
売掛金	4,298,859	短期借入金	5,415,000,000
割賦債権	3,698,177,443	1年内返済長期借入金	881,000,000
リース投資資産	10,080,285,811	未払金	304,440
未収リース料	24,914,873	未払費用	1,343,742
前渡金	9,900,000	未払法人税等	10,663,600
前払費用	11,491,921	未払消費税等	22,876,500
未収入金	98,617,630	前受金	41,708,078
未収還付法人税等	36,900	前受リース料	32,774,669
仮払金	799,340	仮受金	9,797,177
貸倒引当金	△ 111,744,332	割賦未実現利益	156,537,301
【固定資産】	【149,498,330】	預り金	91,500
(有形固定資産)	(43,044,400)	【固定負債】	【4,609,600,000】
建 物	35,337,145	長期借入金	4,609,600,000
工具器具備品	7,707,255	負債の部合計	11,699,285,091
(無形固定資産)	(4,147,175)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	3,407,167	科 目	金 額
電話加入権	740,008	【株主資本】	【2,627,274,342】
(投資その他の資産)	(102,306,755)	【資本金】	【40,000,000】
投資有価証券	32,276,338	【利益剰余金】	【2,587,274,342】
関係会社株式	6,750,000	利益準備金	10,000,000
破産更生債権等	93,175,499	(その他利益剰余金)	(2,577,274,342)
繰延税金資産	37,915,209	別途積立金	595,000,000
保証金	130,000	繰越利益剰余金	1,982,274,342
敷 金	6,113,000	【評価・換算差額等】	【△4,125,673】
リサイクル預託金	12,065,290	【有価証券評価差額金】	【△4,125,673】
貸倒引当金	△ 86,118,581	純資産の部合計	2,623,148,669
資産の部合計	14,322,433,760	負債・純資産の部合計	14,322,433,760

損益計算書

自令和 4年 4月 1日 至令和 5年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
【売上高】		
リース売上高	3,848,122,543	
割賦売上高	1,288,766,942	
その他の売上高	343,885,168	5,480,774,653
【売上原価】		
リース原価	3,593,966,625	
割賦原価	1,237,753,268	
資金原価	56,790,393	
その他の売上原価	296,111,600	5,184,621,886
売上総利益		296,152,767
【販売費及び一般管理費】		134,285,100
営業利益		161,867,667
【営業外収益】		
受取配当金	3,300,000	
その他の営業外収益	1,031,626	4,331,626
経常利益		166,199,293
税引前当期純利益		166,199,293
法人税、住民税、事業税		37,683,719
法人税等調整額		15,387,725
当期純利益		113,127,849

リース原価報告書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
【リース原価】		
リース投資資産原価振替	3,244,235,606	
賃借料	261,939,116	
保険料	18,239,903	
租税公課	69,552,000	
		3,593,966,625
合計		3,593,966,625
リース原価		3,593,966,625

販売費及び一般管理費明細書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
役員報酬	38,349,000	
給料手当	59,808,641	
通勤費	2,475,285	
賞与手当	2,640,000	
法定福利費	7,564,680	
福利厚生費	277,354	
備品費	1,085,686	
事務用消耗品費	1,793,702	
賃借料	18,837,003	
修繕費	3,574,200	
租税公課	501,313	
減価償却費	6,299,118	
貸倒引当金繰入	△ 35,596,765	
旅費交通費	956,940	
通信費	2,480,000	
水道光熱費	314,173	
手数料	4,378,295	
業務委託費	1,200,000	
広告宣伝費	781,142	
交際接待費	1,163,337	
新聞図書費	435,037	
事務処理費	12,482,980	
車輛維持費	1,573,913	
資金管理料	25,872	
諸会費	659,289	
寄付金	50,000	
会議費	35,857	
雑 費	139,048	
販売費及び一般管理費 合計		134,285,100

株主資本等変動計算書

自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

科目	変動事由	金額
【株主資本】		
【資本金】	当期首残高及び当期末残高	40,000,000
【利益剰余金】		
利益準備金	当期首残高及び当期末残高	10,000,000
(その他利益剰余金)		
別途積立金	当期首残高及び当期末残高	595,000,000
繰越利益剰余金	当期首残高	1,873,146,493
	当期変動額	△ 4,000,000
	剰余金の配当	113,127,849
	当期純利益	1,982,274,342
	当期末残高	1,982,274,342
利益剰余金合計	当期首残高	2,478,146,493
	当期変動額	109,127,849
	当期末残高	2,587,274,342
株主資本合計	当期首残高	2,518,146,493
	当期変動額	109,127,849
	当期末残高	2,627,274,342
【評価・換算差額等】		
【有価証券評価差額金】	当期首残高	△ 1,947,878
	当期変動額	△ 2,177,795
	当期末残高	△ 4,125,673
評価・換算差額等合計	当期首残高	△ 1,947,878
	当期変動額	△ 2,177,795
	当期末残高	△ 4,125,673
純資産合計	当期首残高	2,516,198,615
	当期変動額	106,950,054
	当期末残高	2,623,148,669

個別注記表

自 令和4年 4月 1日 至 令和5年3月31日

富山ファースト・リース株式会社

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(附属設備を除く。)は定額法)を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を採用しております。

② 無形固定資産

定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、未経過リース料の金額は、10,242,887,436円です。

(5) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る売上高及び原価の計上基準

リース料を収受すべき時にリース売上高とリース原価を計上する方法によっております。

② オペレーティング・リース取引に係る売上高の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

③ 割賦販売取引に係る売上高及び原価の計上基準

割賦販売取引実行時にその債権総額を割賦債権に計上し、割賦販売契約による支払日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。なお、支払期日未到来の割賦債権に対応する未経過利益は、割賦未実現利益として繰延経理しております。

④ 金融費用の計上基準

営業資産に対応する金融費用は、資金原価として売上原価に計上しております。なお、資金原価は、営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息を控除して計上しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	20,536,081 円
--------	--------------

(2) リース投資資産の内訳

リース料債権	9,553,453,236 円
見積残存価額	1,779,399,918 円
受取利息相当額	△ 1,252,567,343 円
リース投資資産 計	10,080,285,811 円

(3) リース料債権の回収予定額

令和5年4月1日～令和6年3月31日	3,152,201,797 円
令和6年4月1日～令和7年3月31日	2,353,677,398 円
令和7年4月1日～令和8年3月31日	1,682,796,216 円
令和8年4月1日～令和9年3月31日	1,189,717,550 円
令和9年4月1日～令和10年3月31日	663,709,325 円
令和10年4月1日～	511,350,950 円
計	9,553,453,236 円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	197,389,629 円
短期金銭債務	400,000,000 円
長期金銭債務	4,200,000,000 円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	250,009,647 円
売上原価	45,661,765 円
販売費及び一般管理費	47,083,848 円
営業取引以外の取引高	3,380,000 円

(2) 資金原価の内訳

支払利息	56,794,728 円
受取利息	△ 4,335 円
資金原価 計	56,790,393 円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

800 株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

0 株

(3) 当事業年度中の剰余金の配当に関する事項

令和 4年 6月 9日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	4,000,000 円
1株当たり配当額	5,000 円
基準日	令和 4年 3月31日
効力発生日	令和 4年 6月10日

令和 5年 6月8日の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

配当金の総額	4,000,000 円
1株当たり配当額	5,000 円
基準日	令和 5年 3月31日
効力発生日	令和 5年 6月9日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

未払事業税等	917,441 円
未払賞与	0 円
貸倒引当金(流動)	20,153,372 円
貸倒引当金(固定)	15,042,378 円
その他有価証券評価差額金	1,802,018 円
繰延税金資産	37,915,209 円

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,278,935 円	86 銭
(2) 1株当たり当期純利益	141,409 円	83 銭